

新日本空調 株主総会（2017/6/23）議事要旨

2017年6月23日 10:00～11:25

場所：日本橋プラザビル 3F 展示場

株主数：5773名

株式数：25282225株

議決権を有する株主数：3940名

議決権数：244517個

出席株主数：1084名

その議決権数：212714個

以下、弊社 丸木の発言要旨及び質問に対する回答の要旨を主に記載

1. 監査役からの報告

2. 事業報告

3. 議案の上程

議長（高橋会長）が、第1号議案から第4号議案（会社提案議案）を説明

議長が第4号議案を読み上げ、株主提案者（ストラテジックキャピタル丸木）が、提案理由説明

<丸木：株主提案を行った理由を説明>

議案の説明の前に、何故株主提案を行ったかを説明します。この提案にも関係しますが、当社が巨額の政策保有株式を保有する裏返しとして、当社の株式を保有している安定株主も多いわけです。したがって、株主提案をしても持合い株主の賛同が得られない限りは、通らない可能性が高いのです。それでは、何故、我々は株主提案を行っているのでしょうか。それは、たとえ通らないとしても、安定株主以外の一般株主がどう考えているのか、ということを取締役の皆さんに判って欲しいからです。たとえこの場で株主提案が否決されても、一定数の株主の賛成が株主提案にあったなら、取締役会で検討していただけるのではないかと期待しているのです。

当社取締役の皆さんは、当社株式を保有している安定株主が多いから会社提案の議案なら何でも通ってしまうとお考えかもしれません。もし、そうお考えならば、一般株主が保有する当社株式を買い取り、株主は安定株主だけを残して非上場会社になれば良いのです。

そうではなく、上場を継続していかれるのであれば、今後は、安定株主以外の一般株主の意見を良く聞いていただきたいと思います。

<丸木：第4号議案を説明>

まず第4号議案は、定款変更により、保有する政策保有株式を速やかに売却するというものです。その理由は、

➤ 当社は、3月末現在で約201億円の投資有価証券、その内約190億円の政策保有株式を保有しています。これは当社の3月末時点の時価総額約336億円と比較して、異常に巨額の有価証券を保有しているわけです。有価証券、特に政策保有株式を持ち過ぎです。

➤ 当社は、当社が政策保有株式を持つことが当社の株主の中長期的な利益につながるかと説明していますが、政策保有株式と当社の株主価値との合理的な因果関係の説明はありません。

我々の理解では、当社が他社の株式を保有する理由は、安定株主となることです。当社の資産を使って、他社経営陣の買収防衛、すなわち他社経営者の保身に協力することは、正当化できる行為ではありません。

➤ 当社の株主資本398億円のうち、有価証券の評価差額金が70億円というのも、当社の異常な状況を示しています。当社の業績と関係なく、保有株式の時価によって、当社の株主資本の額が変動するわけです。利益が変動することもあります。平成21年3月期には、経常利益は約25.5億円でしたが投資有価証券評価損が21.5億円であったため、その他の要因もあり、3.7億円の当期純損失となりました。

以上の通り、保有する持合い株式が巨額であるため、本業の利益と関係ない他社の株価の動きによって、自己資本が増減したり、当期利益も大きく減少することがあったわけです。当社の財務が保有する持合い株式によって、これほど大きく影響をうけてしまうのです。

➤ したがって、政策保有株式は速やかに売却し、その手取り金をM&Aを含めた投資に使い、さらに株主還元にも使うことにより、ROEを高め、当社の株主価値を向上させるべきであります。

議長が第4号議案に対する取締役会の反対意見を読み上げ

議長が第5号議案を読み上げ、株主提案者が提案理由説明

<丸木>

第二の株主提案は、大幅増配です。これは第5号議案です。当社が30円と公表している期末配当金を109円とし、年間で一株当たり119円の配当

金へと大幅に増配するとの提案です。その理由は、

- 当社は、投資有価証券という現金類似資産を十分に保有しているということです。3月末現在で、現預金と有利子負債はほぼ均衡し、政策保有株式190億円を含む投資有価証券が約201億円と巨額になっています。
- 第1号議案の会社提案通りに期末配当30円が支払われた場合、年間配当が40円となりますが、配当性向は約33%に過ぎません。上記の通り政策保有株式という巨額の現金類似資産を保有している当社がこれ以上資金を社内に留保する必要はありません。
- 株主提案通り、一株当たり109円の配当を実行しても、一年間の期間収益を配分するだけであり、当社の財務体質は前期末の非常に強固な水準を維持できます。
- 配当性向100%となれば、当社の株価は大きく上昇する可能性が高いこと。配当利回り5%としても、株価は2400円程度になる可能性が高いでしょう。

当社の提案を短期的なものと思えないでください。今後、配当性向100%を継続していくべきと考えております。

4. 質疑

<丸木>：政策保有株式について

株主提案のご説明で申し上げた通り、当社の最大の課題は保有する巨額の政策保有株式です。

株主提案に反対する取締役会の意見では、「投資先企業との中長期的な関係維持、取引拡大、シナジー効果、配当等を鑑み、保有していくことを政策保有株式の基本方針としている」と記載されています。

政策保有株式を保有していると、当社の中長期的な企業価値の向上に資することです。政策株式保有と当社の企業価値向上との因果関係を教えてください。

<夏井社長>

顧客との技術の共同開発、当社と顧客の成長戦略等に資するものである。

<丸木>顧客との技術開発等に、何故、顧客の株式を保有していなければならないのか、理解できません。株式を保有していなくても、技術交流等はできるはずですが。私は、今まで、政策保有株式と取引の維持拡大との因果関係について他の会社にも尋ねてきましたが、未だに納得のいく回答はもらえません。

我々の理解では、当社が他社の株式を保有する理由は、安定株主となることです。当社の資産を使って、他社の買収防衛、すなわち他社経営者の保身に協力するこ

とは、正当化できる行為ではありません。

当社が3月に発表した中期経営計画には、「技術力にさらに磨きを変え、顧客ロイヤルティの向上を確実なものにする」との記述がありました。これが本筋ではありませんか。取引の維持・拡大を目的とした株式持合いは止めるべきです。悪しき日本の慣行です。

<丸木>：自社株買いについて

政策保有株を売却して、自己資本も減らすべきであると思います。すなわち、他社の株式を保有するのではなく、自社株買いを行うということです。いかがでしょうか。

<夏井社長>

株主資本等の状況に応じ、検討していく。

<丸木>東芝との関係について

弊社は東芝の株式を10万9千株保有し、かつ、東芝は弊社の株式の4.9%を保有する大株主です。

東芝は巨額の赤字を計上したうえ、会計監査もできない状態が継続しており、もはや事業会社が保有できる株式ではありません。日本経済新聞の今月16日朝刊の記事にも、大手運用会社の日本株担当者の証言として「東芝株は、投資家に説明できないので、指数連動ファンドで外せない分を除いて全て売却した」とありました。当社としても早急に売却すべきと思います。

次に、東芝の立場です。東芝は、昨年東芝メディカルシステムズ株式、石炭火力発電所、青梅事業所の不動産、ジャパンディスプレイ株等を売却し、本年も東芝機械株式を売却しました。そして、虎の子の半導体事業を売却しようとしています。東芝が、何故、4.9%も保有している当社株を売却しないのか判りませんが、当社として自社株買いしてあげれば、喜ばれると思います。

以上の2点について何回か夏井社長にご提案いたしましたが、受け入れていただけませんでした。

そもそも、当社は東芝の株式を発行済の僅か0.0026%（4万分の1）を保有しているに過ぎず、ビジネスの受注に関係があると考えることに無理があります。さらに、現在の東芝の状況に鑑みれば、今後も東芝に原子力発電事業が残り、その関連のビジネスを当社が受注できるとは限りません。

当社の原子力事業のご担当の瀧野取締役が東芝のご出身です。東芝と持合いを解消しない理由は、東芝の方を当社取締役に受け入れるに際し、当社と東芝との間で何等かの約束があったのでしょうか。すなわち、東芝出身者を当社が取締役として受け入れる代わりに、東芝が当社株式の4.9%を保有し、原子力関連の

ビジネスも発注するとの約束があるのでしょうか。

<夏井社長>

東芝は、再建中であるが、技術のしっかりした会社である。保有の継続について取締役会で決めている。

淵野氏は、本人の資質に基づき当社の取締役として提案されている。

<丸木>：議決権行使書の取扱いについて

当社の議決権行使書には、賛否の表示が無い場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示と取扱うと記載されています。

具体的には、まず、『第1号議案の欄は無印、かつ、第5号議案の欄が無印の場合、第1号議案に「賛」・第5号議案に「反対」となること』が問題です。この場合は、株主の意向は示されていない以上、棄権又は無効とすべきであり、何故に会社提案の賛成票と取扱うことが合理的であるのか、全く理解できません。また、『第1号議案の欄は無印、かつ、第5号議案「賛」の場合』はどうなるのでしょうか。これも第1号議案が無印なのに賛と取扱われ、無効になってしまうのでしょうか。この場合の取扱いは、株主の意向は明らかに株主提案に「賛」のほうです。

何故、賛否の表示が無い場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示と取扱うのでしょうか。

<山田取締役>

当社の取締役会で、取扱いを明確にするために定めた。

<丸木>

何故、そのように定めたのかをお尋ねしているのです。その方が、会社賛成票が少しでも増えるからだということではありませんか。

本当にそれで良いのでしょうか。信託銀行又は弁護士に勧められたのか、他社もそうやっているから、なののでしょうか。我々が来年も株主提案を行うか否かは判りませんが、今回は、どのように取扱うことが公正・公平なのか、考えていただきたい。

<丸木>：相談役について

高橋会長は、この総会をもって退任され、相談役になられるとのこと。相談役の業務とはどのようなもので、現在の会長の職務とはどう違うのでしょうか。

<夏井社長>

当社の規定により、相談役の業務は、その経験と見識を踏まえて、取締役に助言等を行うことである。

<高橋会長>

現在の会長の職務は、株主総会の議長、取締役会の議長、業務については他の取締役を尊重しつつ行ってきた。

<丸木>相談役について2

今月7日の日本経済新聞によれば、武田薬品は長谷川会長の相談役就任について、「年間報酬は現在の12%ほどになり、社用車、専任秘書はおかない」と公表したそうです。

高橋会長が相談役となった場合の報酬はいくらなのか、社用車・秘書・個室の有無、任期、退職金等の条件はどのようなものでしょうか。

<夏井社長>

当社の規定による。

<丸木>

取締役を指示する立場なら、合計額ではあるが報酬も開示されるし、取締役に留まる方が良いのではないのでしょうか。

相談役について、昨日の日本経済新聞のコラムにこんな言葉がありました。「事業の進歩発展に最も害するものは、青年の過失ではなくて、老人の跋扈である」

<丸木>取締役選任議案について

この後で行われる（一括の？）採決で、反対意見が伝わらないと困りますので、意見として予め伝えます

。夏井社長におかれては、IRの最高責任者として真摯なご対応をいただいております。また、この3月期の業績が素晴らしかったことにお礼を申し上げます。しかし、弊社には、議決権行使基準というものがあり、これに応じて議決権行使を行っているため、夏井社長の選任にのみ、反対いたします。理由は、株主提案にてご説明した通り、政策保有株式の保有、内部留保過多等です。

5. 採決

第5号議案を否決

第1号から第3号議案を可決

第4号当議案を否決

6. 新任取締役の挨拶

7. 会長退任の挨拶

以上